

関与事例が増えるなか期待される所作とは？ 社外役員が不祥事対応を行う 際の考え方と留意事項

この記事のエッセンス

- 執行部門が初動において不適切な対応を行ってしまうことで二次不祥事となりかねないため、社外役員は監督や監視の視座から積極的に必要な対応を提言すべきである。
- 独立性の高い調査委員を選任する必要がある場合、経営者主導ではないことを担保するために、社外役員が選任にあたって積極的・主導的に関与することが重要である。
- 調査委員会に、社内に精通した社外役員が参画することは有意義である。
- 調査委員会とのコミュニケーションにとどまらず、調査終了後の再発防止策の策定・実行にも、社外役員の積極的な関与が望まれる。

河江健史会計事務所
公認会計士

河江 健史

張本公認会計士事務所
公認会計士

張本 和志

ひふみ総合法律事務所
弁護士

矢田 悠

不祥事対応における 社外役員の役割

(1) 最近の状況

不祥事対応のための調査委員会の委員構成を眺めると、純粋に外部専門家だけで構成されている委員会ばかりではなく、代表取締役や常勤監査役が委員を務める委員会もあれば、社外取締役や社外監査役（以下、「社外役員」という）が委員を務める委員会も見受けられる（図表1）。2015年と2020年を比較した調査委員構成の特徴としては左記のとおりであった。

（図表1） 調査委員会への社外役員の関与

	2015年	2020年
社外監査役	23人	12人
社外取締役	7人	20人

※ 第三者委員会ドットコムに掲載された、2020年と2015年の不祥事に関する調査委員リストより、調査委員の箇所に記載されている延べ人数をカウントした。

- ・ 外部専門家が調査委員を務めるケースが増えている。
- ・ 代表取締役や取締役、執行役員が調査委員を務めるケースは半分程度に減少した。
- ・ 常勤監査役が調査委員を務める

(2) 関連する公表物

社外役員が不祥事に直面した際に参考としたい公表物としては、左記が挙げられる。

- ・ ケースは半分程度に減少した。
- ・ 社外監査役が調査委員を務めるケースは、直近における絶対値としては多いものの、2015年との比較では半分程度になっている。
- ・ 社外取締役が調査委員を務めるケースは、直近における絶対値としても大きく、2015年との比較でも2倍以上となっている。

- ・ 上場会社における不祥事対応のプリンス（日本取引所自主規制法人、2016年2月24日公表）
- ・ グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）（経済産業省、2019年6月28日公表）
- ・ 社外取締役ガイドライン（日本弁護士連合会、2019年3月14日改訂）
- ・ 監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会、2015年7月23日改正）
- ・ 社外役員等に関するガイドライン

(経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会、2014年6月30日公表)

・重大な企業不祥事の疑いを感じた際の監査役等の対応に関する提言(公益社団法人日本監査役協会 ケース・スタディ委員会、2012年9月27日公表)(以下、「不祥事対応提言」という)

本稿においては、社外取締役ガイドライン、監査役監査基準、不祥事対応提言を主に引用しつつ解説する。

不祥事対応において期待される役割

不祥事対応にあたって、社外役員に期待される役割として、公表物における左記の記載が参考となる。

【上場会社における不祥事対応のプリンシプル】

① 不祥事の根本的な原因の解明
不祥事の原因究明に当たっては、必要十分な調査範囲を設定の上、表面的な現象や因果関係の列挙にとどまることなく、その背景等を明らかにしつつ事実認定を確実にを行い、根本

的な原因を解明するよう努める。
そのために、必要十分な調査が尽くされるよう、最適な調査体制を構築するとともに、社内体制についても適切な調査環境の整備に努める。
その際、独立役員を含め適格な者が率先して自浄作用の発揮に努める。

【グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針】

4 内部統制システムの在り方
4.10 有事対応の在り方
(独立社外役員等による対応の在り方(第三者委員会の活用等))

有事対応においては、当該事案に利害関係のない独立社外取締役や独立社外監査役(独立社外役員)が、いわゆる第三者委員会の設置の可否を含めた調査体制の選択、同委員会の組成・運営において主導的な役割を果たすべきである。

【社外取締役ガイドライン】

7 不祥事発生時の対応策
(1) 不祥事発生時に社外取締役に期待される役割

不祥事が発生した場合、社外取締役には、次の点が期待される。
① 不祥事を客観的に分析し、社内取締役とは異なった視点から、不

祥事の具体的内容、発生原因について、業務執行に関与する取締役とは異なった公平かつ中立的な検討を行い、意見を述べること。
② 発生した不祥事に対して、誰がどのような責任を負うべきかにつき、公平かつ中立的な判断をすること。

【監査役監査基準】

(企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会)
第27条 (略)

不祥事対応時に社外役員が検討すべき対応としては、具体的には左記の3つが挙げられる。

- ・調査委員会の設置の勧告⁽¹⁾
- ・調査委員の選任
- ・調査委員への就任

不祥事に対しては、一般的に正常性バイアス⁽²⁾が働きやすく、業務執行に関与する取締役に期待を委ねてしまうと、必要なタイミングで調査を実施することができず、発見の機会を逃してしまう可能性がある。不祥事やその端緒を把握したにもかかわらず、不適切な対応

を行ってしまうと、被害の拡大、後に隠ぺいとの評価を受ける等の二次不祥事を生じかねない。

よって社外役員は、そのような二次不祥事を発生させないためにも、監督や監視の視座から積極的に必要な対応を提言すべきであって、端緒を逃さず調査を実施する流れを作り、調査の適任者を選定し(ときには自身を候補者とする)ことも選択肢となる)、早期に実効性のある調査を実施することが期待される。左記に、社外役員が不祥事発生時に参考となる公表物の記載を引用した。

【社外取締役ガイドライン】

7 不祥事発生時の対応策
(3) 初動対応

② 社外取締役は、不祥事の内容・状況を踏まえた判断に基づき、初動段階において第三者委員会設置の必要性を、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を参考に判断する。そして、問題の概要が不明確な段階である等、第三者委員会選任の必要があれば自らが調査を行うことも検討し、自らが調査対象となったり経営陣が直接関与しているなどの客観的な調査が必要な場

合には、第三者委員会の設置及び適切な委員の選任に積極的に関与する。

【監査役監査基準】

（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会）

第27条

1. 監査役は、企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ。）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の事実関係の把握に努めるとともに、【lv.4】原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。

【lv.2】

2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した

弁護士等に依頼して行う第三者委員会（本条において「第三者委員会」という。）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。【lv.3】

(1) なお、本稿は調査委員会の設置を前提とした記載としているが、調査委員会形式ではなく、内部者（および外部アドバイザー等）による調査チーム形式の場合にも同様の議論が妥当する。調査委員会や調査委員を、調査チームや調査チームリーダー等に適宜読み替えられたい。

(2) 認知バイアス（一種で、異常な事象に対し過小評価をしてしまう傾向のこと）。

初動対応における所作

(1) 社外役員と端緒

社外役員にとっての不祥事対応は、不祥事の端緒と接触するところから始まる。

具体的には、左記の場面が想定される。

- ・取締役会・監査役会等の組織内会議体への出席
- ・会計監査人からの情報の入手
- ・従業員等からの情報の入手

職務であるところの各種会議体へ出席するなかで疑念が生じた場合

に、その疑念を払拭するべく質問や資料の確認等を行うことは、イメージしやすいところである。社外取締役ガイドライン「第2 社外取締役の会社に対する善管注意義務の法的分析3 情報入手の在り方について」の善管注意義務や不祥事対応提言「3. 感知した黄色信号に関する注意事項とその対処方法」が参考となる。その他の場面については、個別の留意点もあることから別項目として解説する。

(2) 会計監査人からの情報の入手

法令上、会計監査人には、会社法397条（監査役に対する報告）、金融商品取引法193条の3（法令違反等事実発見への対応）の2つの情報提供義務が課せられている。

これらに基づく情報提供を受けた場合のガイドラインとして、監査役に関しては「法令違反等事実又は不正の行為等が発覚した場合の監査役等の対応について」監査人から通知等を受けた場合の留意点⁽³⁾が存在する⁽⁴⁾。

そこでも記載されているとおり、監査役等がこの通知または報告を受ける場合は、事態が極めて深刻な状

況となっていることが予想され、まさに有事の対応として迅速で的確な対応が求められる⁽⁵⁾。

なお、前記の法令上も、原則2週間の間に会社として適切な対応を行わない場合、公認会計士または監査法人は、重大な影響を防止するため必要があると認めるときには、当局（金融庁長官）に対して法令違反等事実を通知しなければならないこととされていることに留意が必要である（金商法193の3②）。

(3) 公益社団法人日本監査役協会、2012年4月20日
(4) 春日電機(株)、㈱セラテックテクノロジー、ジャパン・フーズ&リカー・アライアンス(株)などの事例がある。
(5) 会計監査人側の対応としては、監査・保証実務委員会研究報告25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」（日本公認会計士協会、2012年3月22日）参照。

(3) 従業員等からの情報の入手

【社外取締役ガイドライン】

7 不祥事発生時の対応策
(2) 社外取締役に不祥事に関する情報提供が不祥事に関する情報

が持ち込まれた場合
情報を社外取締役に持ち込んだ場合、社外取締役は、会社法第357条の規定を踏まえ、その情報を直ちに監査役に報告し、監査役を通じて会社による不祥事対応を促す。

(3) 初動対応

④ 社外取締役は、会社の制度として窓口となっているか否かにかかわらず、内部通報を受けたときは、自ら調査を行い、又は適切な役職員に対して調査等を依頼し、当該調査等を監督すべきである。

日常的に会社に顔見せを行っている社外役員の場合、顔と名前に加えてその立場も知られていることから、従業員等からの情報提供がなされるのが少なくない。社外役員であることを見込まれて情報提供を受けた以上、社内の関係者に情報を伝達するだけといったおざなりな対応は許されず、調査そのものはもちろん、情報提供者への報復がないかといった観点にも配慮した継続的なフォローアップを行う必要がある。

調査における所作

(1) 調査への参画の態様

社外役員による調査への関与は、選任する側となるか、就任する側となるかに大別される。

【社外役員等に関するガイドライン】 5. 4. 3

監査役等は、企業不祥事が生じた有事においては、不正の原因を徹底的に追及するとともに、必要により当該事象と利害関係のない社外専門家等と協働し、調査委員会等を組織することが望ましい。

社外取締役ガイドラインや監査役監査基準には、委員の選任への関与や自身の就任についての記載がある。そのうえで、社外取締役ガイドラインでは「自らが調査対象となったり経営陣が直接関与しているなどの客観的な調査が必要な場合には、第三者委員会の設置及び適切な委員の選任に積極的に関与する」としており、監査役監査基準では「監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく」とあることから、当事者になっていくケースや、経営者不正のようなケースについては、就任せずに選任する側となることが適切である。

一方で、社外取締役ガイドラインにおいて「問題の概要が不明確な段階である等、第三者委員会選任の必要がなければ自らが調査を行うことも検討」とある点についても留意が必要である。

すなわち、「端緒や疑義の段階」のような調査対象事象が明確化できていない場合にまで、第三者委員会を設置する必要はなく、「本格的な調査が必要か」、「何が調査対象なのか」といったことを明確にすることを目的として、内部者および外部アドバイザー等による調査チームを組成するほうがむしろ適切なケースが存在する。不祥事が発生した場合にはとりあえず第三者委員会を設置すればよいということではないのである。

このような内部者による調査については、客観性・中立性を有しつつも社内に通じた社外役員が調査に参画することは有意義である。

【不祥事対応提言】

(2) b 執行部門による調査

事案によっては、監査役自らが調査に乗り出さずとも、例えば内部監査部門やコンプライアンス部門等と連携を図りつつ、それらの部門に調査等を委ねることも初動対応の一つとして十分考えられる。

なお、監査役については、監査役監査基準において左記の記載があることに留意が必要である。

【監査役監査基準】

（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会）

第27条

3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、【lv. 4】第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。【lv. 3】監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行する。

【lv. 3】

(2) 調査チームの選任

調査チームの組成にあたって、社

外役員の関与としては、その組成を主導するところが期待される。

【不祥事対応提言】

(2) 調査委員会等を設置した調査経営トップが監査役の調査等に協力的でない場合に調査委員会等の設置を働きかけても、執行部門が設置に消極的であることも十分に考えられ、その場合は監査役が主導して調査委員会等を設置することが必要となろう。また、経営トップが調査委員会等の設置に応じた場合でも、彼らの意に沿うメンバーで構成することでも想定されるので、後述のとおり十分注意して見守る必要がある。なお、執行部門の調査では不十分として監査役自ら設置を主導した調査委員会等が不祥事を発見した場合、監査役は善管注意義務を果たしたと評価されたケースもあった。

調査委員が選任される経緯はさまざまであるが、最近では、選任前に社外役員との事前面談を経てから選任するというものも増えてきている。独立性の高い調査委員を選任する場合、とりわけ第三者委員会という名称を冠するような場合においては、経営者主導ではない選任である

ことを担保するために、社外役員が選任にあたって積極的・主導的に関与することは重要である。調査委員の報告会まで社外役員が調査委員と接触したことがないという事例も存在するが、本来、調査初動の早い段階、できれば就任前には接触しておくことが望ましい(図表2)。

(図表2) 調査委員会の選定の目安

低	⇔	案件の複雑性	⇔	高
低	⇔	役員の関与	⇔	高
低	⇔	組織的関与	⇔	高
低	⇔	委員の独立性	⇔	高

(3) 調査へ自ら参画する場合

調査チームが組成され社外役員が参画する場合、積極的に調査現場へ入るパターンと、調査補助者に委ねるパターンに大別される。比較的事象の規模が小さく、調査チームの規模も小さい場合、前者のパターンとなるのが想定される。一方で、比較的事象の規模が大きく、調査チームの規模も大きい場合、後者のパターンとなろう。

前者の、社外役員が調査現場に入っていく場合については、全体的な状況を管轄する者を明確にしておくことが必要である。とりわけ、調

査期間の制約がある会計不祥事のような場合においては重要であり、全体を統括する者が不存在の場合、法定開示書類の提出期限との関係でスケジュールが厳しい局面に直面してしまうことがある。

後者の、調査補助者からの報告を受ける立ち位置の場合は、当該調査補助者の適切性に意識を向ける必要がある。また、期限を区切りながらの進捗管理も重要であり、週に1回の進捗管理の場での進捗確認と作業指示の会合を設けるのか、といった進捗管理面での関与は重要となる。

また、調査委員への就任の論点から派生して、調査委員長への就任をどう考えるかという問題がある。この点は特に調査が社外役員+外部専門家で行われるような独立性が高い委員会(特に第三者委員会)において重要である。

筆者らの私見としては、会社内部事情に一定の知見のある社外役員が調査委員に就任することについては、調査の効率性と客観性・中立性を調和させることから有用であると考えている。他方で、社外役員が調査委員長へ就任する場合、件外調査等において正常性バイアスが働いて

しまう懸念が払拭できないことから、でき得れば純粋外部の専門家が調査委員長へ就任することが望ましいと考えている。

(4) 調査委員会との連携

調査委員会に社外役員が参画している場合と、そうでない場合で、連携の方法は異なる。ポイントとしては、情報連携の場を設けるか否かと、最終的な報告をどうするかということになる。

① 社外役員が参画していない場合

この場合は、調査委員会の発足時のような早い段階で、社外役員と調査委員会との連絡会を定期的にセッティングしてしまおうと考えられる。予定どおりに調査が進捗しているか否か、当初想定外の事象が発生していないかについて、社外役員としても適時に把握しておくことが肝要である。

調査対象範囲が広がった等の事情(不適切行為の新たな手口、調査対象期間の拡大)により当初スケジュールが維持できなくなったという情報や、不適切行為への関与者や関与部署の拡大といった情報について、できるだけ早い段階で把握でき

るよう、調査委員会とのコミュニケーションの場を当初から意識的に設けることは重要である。

② 社外役員が参画している場合

この場合は、社外役員と調査委員会との定例会という形もあるが、調査委員となつている社外役員が主導的に動くことにより、参画していない社外役員や、その他必要な組織内の者へ、定期的な進捗連絡会や、緊急事態が発生した場合の臨時連絡会を行うことも考えられる。

調査委員会の場合、各種コミュニケーションをしなければならぬ関係上、社外役員への報告が後回しになりやすいことは否めないが、社外役員参画型の場合は、調査へ参画している社外役員により、適切なコミュニケーションが行われることが期待される。

調査の秘密性との関係で「何をどこまで共有できるのか」という点について調査委員会内での調整が重要となるが、純粹外部の調査委員会よりも、組織と調査委員会のコミュニケーションが円滑に進むことが多く、調査手続への協力やスケジュールの見直し等においてプラスの効果が期待される。

(5) 報酬規制と調査活動

社外役員が調査活動を行う場合、当該調査活動に対して、社外役員へ報酬を支払うか否かという、悩ましい問題が存在する。

まず問題になるのが、当該支払が会社法361条が指す「報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益)」になるか否かという点であり、報酬等に該当するのであれば、報酬規制の適用を受けることとなる。

まず、社外取締役が調査活動に関与する場合は、「調査委員会は、取締役会の監督機能のうち、会社運営の適法性確保を補完するもの」であることから「社外取締役が当該委員会の委員として活動することは、社外取締役の職務に含まれると解される」⁽⁶⁾とされ、「報酬等」に該当すると考えられる。次に、社外監査役が調査活動に関与する場合は、「取締役の職務執行の監督の一環と考えられ、社外監査役の職務に含まれると解される」⁽⁷⁾ことから、同じく「報酬等」に該当すると考えられる。

よって、実務上は報酬規制に沿った対応が必要となり、事業報告等への開示等の対応が必要となる。また、

その報酬額を固定とするのか変動とするのか、こういった形で組織内の承認を経るのか(取締役会なのか報酬委員会なのか)といった点についても、株主に対して説明責任を果たせるよう慎重な検討が必要となる。

なお、損金算入の可否については、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与といったものではないことから、難しいものと考えられている。

(6) 本村健ほか編著『第三者委員会 設置と運用(改訂版)』金沢、2020年、69～70頁
(7) 本村健ほか編著『第三者委員会 設置と運用(改訂版)』金沢、2020年、70頁

(6) 監査役、監査等委員・監査委員たる取締役に関する留意点

監査役、監査等委員・監査委員たる取締役(以下、「監査役等」という)は、取締役の職務執行を監査する役割を担っており、調査権など独自の権限を有していることから、不祥事の調査や差止請求等は、会社法で定められた監査役等の権限として行うことができる。

監査役等は、関係者らと効果的にコミュニケーションを行い、会計監査人とも十分に連携して、適切な調査方法の選択につなげることが重要である。なお、「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」⁽⁸⁾の

「4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」において、監査役等と監査人の連携時期について例示されている。

そのなかでも「(6) 随時、(7) 監査役等が監査人の監査に影響を及ぼすと判断した次の事項(監査役等は、その責任の範囲内において説明)」の箇所については、調査委員に就任した場合及び調査委員会からの連携があった場合などには参照されたい。

(8) 公益社団法人日本監査役協会・日本公認会計士協会、2018年1月25日改正

後始末における所作

(1) 調査報告

調査が終了すると、結果について調査報告書として取りまとめられ、場合によっては調査報告会が開催される。調査報告会はセレモニーではないという見方もあり、必ずしも開催されるわけではないが、大部になることが多い調査報告書のエッセンス部分について、伝えるべき主体に正しく伝えることは、時間と費用をかけた調査を投資として生かすためにも、組織側の腹落ち感という観点から、大きな意義があるものと筆者らは考えるところである。

社外役員と調査報告の関係としては、まずは調査報告書の共有という点がある。調査報告書については、正式版に加えて、要約版や開示版、マスキング版などといったバージョン違いが作成されることが多い。社外役員は、調査報告書入手する機会が担保されていることは当然のこととして、正式版を入手することが必須であろう。

次に、調査報告会が開催される場合には、出席の可否という点がある。調査報告会が開催される場合に、取締役会に合わせて開催される場合もあれば、限定された参加者のみで開催される場合もあるため、必ずしも社外役員が出席できるとは限らない。しかしながら、不祥事の発端についても社外役員の関与が必要であることは自明であり、報告会への出席を要請することも必須であろう。

加えて、もし可能ならば、通常の調査報告会とは別に時間を確保し、調査側と社外役員のみでのディスカッションの場を設けることも有用であろう。調査側としても、全体的な報告とは別に、ガバナンス目線の指摘等については、別途社外役員のみに伝えたいこともあるため、そ

のようなコミュニケーションの機会には、調査結果を将来に生かすにあまり意味がある。

(2) 調査結果の咀嚼

調査報告を受けた場合、その原因分析と再発防止策の提言を受けて、組織側としてのアクションが必要となる。

〔社外取締役ガイドライン〕

7 不祥事発生時の対応策

(5) 不祥事対応の最終段階における対応

社外取締役は、会社が不祥事対応を適切な形で終えるよう、以下の点に注意し、必要な意見を述べる。

- ① 不祥事の原因を的確に分析し、当該分析を踏まえた今後の再発防止策が策定され、実行に移されていること。
- ② 不祥事の責任を負うべき者に対して、相当かつ適切な処分あるいは責任の追及を行っていること。
- ③ 不祥事により会社が損害を与えた相手に対して、適切な措置を採っていること。
- ④ 必要とされる対外的対応を取っていること。

調査主体が、内部者メインなのか、外部者メインなのかで、原因分析と再発防止策のレベル感が異なるのが通常である。一般的に調査主体が外部者メインであった場合、その調査報告内容については、いったんは組織側で咀嚼して、実際のアクションプランに落とし込む作業が必要となることが多い。

最近では、不祥事の発端にあたって、内部統制改善委員会、経営諮問委員会、リスタート委員会などといった名称で会議体が設置されることが増えてきているが、そのオブザーバーとしてのみならず、委員長として形で社外役員が関与することが増えてきている。

調査委員会へ参画した社外役員がこういった会議体へ引き続き関与することは、調査内容を踏まえた改善活動につながるが期待されるところから、社外役員が調査委員会へ参画するメリットであるといえる。

矢田 悠(やだ・ゆう)
弁護士・公認不正検査士
金融庁、証券取引等監視委員会を経てひふみ総合法律事務所代表パートナー。金融関係の検査、監督、企画(立法)業務に従事した経験から、上場会社の開示規制、インサイダー取引規制、金融規制について、実務に即した専門性の高いアドバイスを提供する一方、自ら社内調査委員会、第三者委員会での調査も担当している。『証券訴訟一虚偽記載』(共著、中央経済社、2017年)等、著書多数。

張本 和志(はりもと・かずし)
公認会計士 税理士 システム監査技術者
監査法人勤務を経て、張本公認会計士事務所代表。財務書類および内部統制監査業務のほか、株価算定等の企業価値評価業務などに関与。また、不祥事案の第三者委員会委員等、不祥事調査案件に多く関与。主な共著は『第三者委員会設置と運用(改訂版)』(ぎんざい、2020年)。

河江 健史(かわえ・けんじ)
公認会計士
監査法人、証券取引等監視委員会勤務を経て、河江健史会計事務所代表、FYI(株)代表取締役。主な共著は『内部管理実務ハンドブック』(中央経済社、2009年)、『企業不祥事インデックス(第2版)』(商事法務、2019年)、『第三者委員会 設置と運用(改訂版)』(ぎんざい、2020年)等。不祥事対応、危機管理、ガバナンスおよびコンプライアンス強化支援等の経験多数。